

(別冊ハ鳥取縣內政部農務課並ニ右申請村役場ニ備置
ク) 別冊ノ通

四 認可ヲ爲シタル小作料ノ種別、額及減免條件

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣內政部農務課並ニ右申請村役場ニ備置
ク)

鳥取縣公報

昭和十八年十月十九日 金曜日
第千四百七十號

縣 令

○目次抄錄

- 林產物搬出施設補助監督規程制定 一頁
- 貯材施設補助規程制定 七頁
- 神社ノ財產登錄管理並會計ニ關スル細則中一部改正 一頁
- 縣社以下神社ニ關スル規程中改正 二頁
- 市町村長委任事項中改正 三頁

○訓令

- 鄉村社幣用料供進使ニ關スル件 一三頁
- 公立學校職員年功加俸支給細則中一部改正 一三頁
- 大東亞戰爭記念學校造林補助要項制定 一二頁
- 薪最高販賣價格指定 一五頁
- 醣造用大麥種子最高價格指定 二七頁
- 機械工養生所生徒募集要項一部變更 二七頁

○告示

- 森林資源ノ保續ヲ圖リ且林產物ノ増産ヲ確保スル爲必要ナル林產物搬出施設ニ付本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 補助金ハ森林組合ノ行フ林產物搬出ノ用ニ供スル車道、木馬道、牛馬道及之ニ附隨スル土場ノ新設、增設又ハ改設ニ要スル費用ニ付當該森林組合ニ之ヲ交付ス

一路 線名

林道

線

二 竣功歩合

%

三 直接見込工事費

圓

様式第四號

補助金内渡請求書

一金

但シ昭和 年月日附受林第

號指令昭

和 年度林產物搬出施設補助金ノ内渡金
右内渡相成度此段及請求候也

年月日

市郡町

森林組合長

名圖

知事宛

氏

貯材施設補助規程

第一條 時局下木材ノ配給ノ圓滑ヲ圖ラム方爲必要ナル貯材施設ニ付本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ森林組合又ハ市町村ノ行フ水中貯木場、陸上貯木場、製品倉庫ノ新設、増設又ハ改設ニ要スル費用ニ付當該團体ニ對シ之ヲ交付ス

第三條 補助金ノ額ハ前條ノ費用ノ中直接工事ニ要スル費用ノ五分ノ二以内トス

第四條 縣ハ第二條ノ補助金ヲ交付スルノ外設計並ニ工事ノ指導監督ヲ爲ス

前項設計監督ノ業務ニ付隨スル調査ニ要スル費用並ニ諸雜費ハ工事施行主体ノ負擔トス

貯材施設補助規程

直接工事費

工事費

用 地 費

工事雜費

補 償 費

家屋移轉費

、 、 、 、

年月日

市郡町

森林組合長

貯材施設補助規程

一 路線名 林道 線

二 施行箇所 郡町大字 字自

三 種類及種別 道新設

四 延長及面積 米 平方米

貯材施設補助規程

直接工事費

工事費

用 地 費

工事雜費

補 償 費

家屋移轉費

、 、 、 、

昭和 年度林產物搬出施設補助事業竣工届
昭和 年月日附受林第

昭和 年度林產物搬出施設補助事業一部竣工届
昭和 年月日附受林第

年度林產物搬出施設補助事業左記ノ通一部竣工致候條此

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依

ル申請書ヲ其ノ年度ノ七月末迄ニ提出スベシ

第六條 縣ハ必要アリト認メタルトキハ事業實施計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ設計ノ變更ヲナシ其他事業施行上ニ關シ指示命令ヲ爲スコトアルベシ

第七條 補助ノ指令ヲ受ケタル者第五條ノ書類ニ記載シタル事項ニ付變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ知事ノ認可ヲ受クベシ

第八條 工事竣工シタルトキハ直ニ様式第二號ニ依ル工事竣工届ヲ提出スベシ

第九條 補助金ハ前條ノ届出アリタル後實地検査ノ上其ノ精算經費ヲ査定シ之ヲ交付ス

第十條 工事費五千圓以上ノモノニシテ特殊ノ事由アリト認メタルモノハ工事竣工ト雖モ補助金ノ内渡ヲ爲スコトアルベシ

前項ニ依リ補助金ノ内渡ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依ル工事一部竣工ニ樣式第四號ニ依ル補助金内渡請求書ヲ添附シ提出スベシ

第一項ノ内渡ハ其ノ出來高總工事費ノ五割以上タルヲ要シ且其ノ完了區域内ヲ検定ノ上出來高工事費ニ相當スル

補助金ノ八割以内ヲ交付スモノトス

第十一條 補助ノ指令ヲ受ケタル者天災其他不可抗力ニ依リ指定期限内ニ工事竣工ノ見込ナシト認メタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ報告ノ上指示ヲ受クベシ

第十二條 本規程ニ依リ施行シタル施設ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ用途ヲ變更シ又ハ處分スルコトヲ得ズ

第十三條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

二 本令ノ規定ニ違反シタルトキ

三 申請書其他縣ニ提出スペキ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ工事ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキ

四 工事竣工ノ見込ナシト認メタルトキ

五 事業施行ニ關スル命令又ハ附帶條件ニ違反シタルト

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ適用ス
第五條中其ノ年度ノ七月末日迄トアルハ昭和十八年度ニ限
リ昭和十八年十月末日迄トス

様式第一號
年 月 日
郡 町 村長
(森林組合長)
氏
名 (印)
九 利用區域
針葉樹用材林 濁葉樹用材林
一〇 添附書類
設計書並圖面 添附省略
一 施行箇所 郡 村 大字 地内
二 貯木場名 貯木場
記
昭和 年度貯材施設補助申請書
昭和 年度貯材施設左記ノ通實行可致候條補助金御交付相成度此段及申請候也

關係議會議決書寫（森林組合營ノ場合ハ不要）
歲入出豫算書抄本（森林組合營ノ場合ハ不要）

位置圖

様式第二號

年月日

郡
町長
(森林組合長)

氏

名④

補償費
工事費
工事雜費

五 施行期間
着手昭和年月日
竣工昭和年月日
六 施行方法
請負（直營）

七 經費
直接工事費

圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓

様式第三號

年月日

郡
町長
(森林組合長)

氏

名④

計

用地費

、
、
、
、
、

一 施行箇所 郡 村
町大字 地内
二 貯木場名 貯木場
三 種類 陸上貯木場 (水中貯木場、製品倉庫)
四 面積 平方米

昭和 年月日附受林第 號指令昭和
年度貯材施設補助事業左記ノ通竣功致候條此段及御居候也

記

昭和 年月日附受林第 號指令昭和
年度貯材施設補助事業左記ノ通一部竣功致候條此段及御居候也

記

一 貯木場名 貯木場
二 竣功歩合 %
三 直接見込工事費 圓

昭和十八年十月二十二日

鳥取縣知事 武島一義

◆鳥取縣令第五十六號

大正七年三月縣令第十九號神社ノ財產登錄管理並會計ニ關スル細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年十月二十二日

知事宛

昭和 年月日附受林第 號指令
但シ昭和 年月日附受林第 號指令
右内渡相成度此段及請求候也

第八條 市ノ區域内ニ在ル鄉社以下神社ハ市長、其ノ他ノ鄉社ハ地方事務所長、村社以下神社ハ町村長ニ於テ神社ノ財產並會計ヲ検査シ不合規ノ廉アルトキハ直ニ知事ニ報告スベシ

別紙様式第一號様式中收入ノ部第一款第二項中「補助金」ヲ「供進金」ニ、支出ノ部第一款中「第五項」ヲ削リ「第六項」ヲ「第五項」ニ改メ備考ノ末尾ニ左ノ一項ヲ加フ
一 用途指定寄附金ノ支出ニ當リテハ當該科目又ハ新ニ適當科目設定ノ上其ノ附記欄ニ於テ之ヲ明確ニ區分記載スルコト

中等學校長教員								學校長			
青年學校長教員								小計	教諭	助教諭	助教諭
								保姆	訓導	舍監	舍監
勤續年數	加俸年額	人	員	金額	加俸年額	人	員	金額			
一五〇年未滿											
一一五〇年未滿											
二二五〇年未滿											
三二〇年未滿以上											
二二五〇年未滿以上											
二一五〇年未滿以上											
二二五〇年未滿以上											
三二〇年未滿以上											

第三號樣式
國民學校職員勤續者調

甲 年功加俸ノ部

昭和 年六月一日現在

